

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 ジェコー株式会社  
代表者名 取締役社長 杉浦 さとし  
(コード番号 7768、東証第二部)  
問合せ先 取締役経営管理部長 葛巻 貞行  
(TEL 048-556-7111)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 85 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単위를 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単위를現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 単元株式数の変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 単元株式数の変更の条件

本株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	16,758,056株
株式併合により減少する株式数	15,082,251株
株式併合後の発行済株式総数	1,675,805株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

④株式併合の影響 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株あたりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株式名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,234名（100.00%）	16,758,056株（100.00%）
10株未満	108名（8.75%）	215株（0.00%）
10株以上	1,126名（91.25%）	16,758,841株（100.00%）

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様108名（所有株式数の合計215株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10分の1）で発行可能株式総数を次のとおり減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）
50,000,000株	5,000,000株

(6) 株式併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,000</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>500</u> 万株とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新 設)	(附 則) 第 6 条および第 7 条の変更は、平成 29 年 6 月 23 日開催の第 85 回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日とする。 なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。

(3) 定款一部変更の条件

本株主総会において、上記「2.株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
第 85 期定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 23 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きとの関係上、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 29 年 9 月 27 日となります。

(添付資料)

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

以 上

## 【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関するQ & A

### Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

### Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的を教えてください。

A. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、上場する内国会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後も当社株式の投資単位の水準を維持することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

### Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は株式併合前の 10 倍となります。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の 10 倍となります。

### Q 5. 受け取る配当金はどうなりますか。

A. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動などその他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

### Q 6. 所有株式数や議決権はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例 2	1,500 株	1 個	150 株	1 個	なし
例 3	999 株	なし	99 株	なし	0.9 株
例 4	5 株	なし	なし	なし	0.5 株

- ・例 1 に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例 2、例 3 では、単元未満株式（例 2 は 50 株、例 3 は 99 株）がありますので、ご希望により単元未満株式の買取り制度がご利用できます。
- ・例 3、例 4 に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様の端数の割合に応じて、平成 29 年 12 月頃に交付することを予定しております。
- ・株式併合の効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の場合（上記例 4 のような場合）は、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜りたいと存じます。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

- A. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。
- 具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社または当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特に必要なお手続きはございません。

**【お問合せ先】**

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問合せください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号  
 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部  
 電話：0120-232-711（フリーダイヤル）  
 受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

以上